平成２１年（フ）第３８１号
岡山県総社市井手989番地２
債務者　吉森　康裕
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
山口県山陽小野田市大字小野田1300番地69
債務者　竹内　　登
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第２８１６号
札幌市東区北44条東４丁目１番５号　ア・ラ・モード壱番館105号、申立時の住所札幌市北区篠路９条４丁目４番15号
債務者　小室　克雄
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８１７号
札幌市東区北44条東４丁目１番５号　ア・ラ・モード壱番館105号、申立時の住所札幌市北区篠路９条４丁目４番15号
債務者　小室　真弓
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０７２号
札幌市西区西野11条８丁目９番８号
債務者　諏訪　雅英
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３７８号
札幌市豊平区月寒東３条８丁目３番１号　ルミエールハピネス102号
債務者　田辺　瑠希
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３８５号
札幌市白石区菊水元町７条４丁目１番15号　ビクターハイム101号
債務者　豊嶋　昭俊（旧姓槇）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４５８号
札幌市手稲区新発寒７条９丁目６番22号
債務者　鈴木　理恵（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５５４号
札幌市南区石山２条３丁目12番25号　マンション幸田105号
債務者　菖蒲川和也
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５８３号
札幌市豊平区西岡４条７丁目１番43―512号
債務者　青木　葉子（旧姓橋谷）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５９５号
札幌市南区澄川３条５丁目１番１号　パールハイツ102
債務者　芦澤　泰一
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６００号
札幌市手稲区西宮の沢１条５丁目１番11号
債務者　大泉　正子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６２４号
札幌市中央区北７条西12丁目２番地　ベルテ白楊北７条403号
債務者　亀山　一夫
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６３４号
札幌市西区西町北13丁目２番３―408号
債務者　宇美　雅子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６４２号
札幌市白石区本通17丁目北３番20―211号
債務者　羽田　明子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６５３号
札幌市中央区南９条西８丁目１番20号　毎日新聞薄野専売所２階
債務者　宇田　弘昌
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６７５号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番16―209号
債務者　袴田登志惠
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６８８号
札幌市厚別区上野幌３条１丁目１番２―305号
債務者　後藤　紀男
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部